資料１－２

個別品目の関税率の見直し

令和元年 11 月８日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

1	CHDM（1,4-シクロヘキサンジメタノール）の関税率の見直し

１．経　緯

CHDM（1,4-シクロヘキサンジメタノール）は、合成樹脂の機能性（耐候性・耐熱性・耐寒衝撃性等）を向上させることを目的として、特殊ポリカーボネートや特殊ポリエステル等の製造に使用されている。特殊ポリカーボネートは自動車グリル等に、特殊ポリエステルは高級化粧品用容器等にそれぞれ使用されている。

自動車産業等において近年の電気自動車等の普及に伴い、車体の軽量化や消費者の求めるデザインの多様化の観点から、特殊ポリカーボネート等の高機能樹脂への関心が高まっており、高機能樹脂の需要は拡大傾向にある。

このため、CHDM を使用する国内高機能樹脂産業の競争力強化を図るため、CHDM に適用される関税（基本税率）を無税とする要望がなされている。

２．検　討

当該品目については、原料であるメタノール及びテレフタル酸ジメチルの国内生産がなく、また、既に先行してアメリカ、韓国及び中国の製造会社が安定的に CHDM の生産を行っているため、国内生産を開始するインセンティブがない状況である。

そのため、CHDM は国内生産者が存在せず、輸入に依存する状況にあることから、国内高機能樹脂産業の競争力強化を図るため、CHDM に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

３．改正の方向性

CHDM（1,4-シクロヘキサンジメタノール）に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

２	3,5-DMP（1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド）の関税率の見直し

１．経　緯

3,5-DMP（1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド）は石油由来の化学製品であり、ディーゼルエンジンの排ガス浄化システムに使用される SCR 触媒用として、新たに開発された新型ゼオライトの原料として使用されている。新型ゼオライトを使用した SCR 触媒は、ディーゼルエンジンの排ガスに含まれる有害物質である窒素酸化物（NOx）を、従来の触媒より効果的に窒素と水に浄化することが可能である。

2018 年３月に自動車排ガス規制強化として「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正が行われたことにより、2022 年 10 月からディーゼル自動車に適用される路上走行時の排ガス試験が導入され、当該試験により排出される窒素酸化物（NOx）の規制値を台上排出ガス試験の規制値の２倍とすることが定められた。また、海外においても自動車排ガス規制が強化されており、これらの規制に対応するために、3,5-DMP を原料とした新型ゼオライトをもとに製造される SCR 触媒の需要の拡大が見込まれている。

このため、国内新型ゼオライトメーカーの国際競争力強化を図るため、3,5-DMP に適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

２．検　討

国内新型ゼオライトメーカーと競合する中国新型ゼオライトメーカーは、中国で唯一 3,5-DMP を生産している社であり、自社製の 3,5-DMP を自社消費しているため、国内新型ゼオライトメーカーは価格競争上不利な状況となっている。また、3,5-DMP は国内生産者が存在しないことから、国内新型ゼオライトメーカーは輸入に依存する状況にある。

そのため、国内新型ゼオライトメーカーの国際競争力を図るため、3,5-DMP に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

３．改正の方向性

3,5-DMP（1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド）に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

３	自動車安全部品用イグナイターの関税率の見直し

１．経　緯

イグナイターは、電気等により点火し、外部のガス発生剤に着火する点火具であり、ガス発生器に組み込まれ、自動車用エアバック等に使用される。

イグナイターは、関税率表第 3603.00 号に分類され、寸法規定内（注）のイグナイターについては無税（基本税率）である一方で、寸法規定外のイグナイターについては6.4%（基本税率）が適用される。

（注）電極を含めた長さが1.4センチメートル以上2.6センチメートル以下のもので、点火部の直径が0.7センチメートル以上1.2センチメートル以下のもの。

近年、安全性向上等の観点から、自動車に搭載される安全部品が増加しており、従来の運転席用エアバッグやプリテンショナーシートベルト（衝突時にシートベルトのたるみを自動で巻き取る装置が取り付けられたもの）に加えて、助手席用エアバッグ、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、膝用エアバッグ及び歩行者保護装置等を搭載する自動車が増加している。エアバッグ等の機能や形状の多様化に伴い、それに組み込まれるイグナイターの形状も多様化し、寸法規定外のイグナイターが増加している一方、寸法規定外のイグナイターの国内生産者は存在せず、その全量を輸入に依存する状況にある。

また、イグナイターを組み込んだ状態で輸入されるガス発生器は8708.95号に分類され無税（基本税率）が適用される一方で、寸法規定外のイグナイターを輸入する場合には6.4%（基本税率）が適用されるため、ガス発生器自体を輸入する場合と比べて割高となり不均衡となっている。

このため、国内自動車安全部品製造産業の競争力強化を図るため、寸法規定外の自動車安全部品用イグナイターに適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

２．検　討

エアバッグ等の機能や形状の多様化等に伴い、需要が増加している寸法規定外の自動車安全部品用イグナイターについては、国内生産者が存在し

ないことから、輸入に依存せざるを得ない。また、関税の撤廃は前述の不均衡を解消するものである。

そのため、国内自動車安全部品製造産業の競争力強化及びイグナイターの形状の変化に応じた関税無税化の対象の適正化の観点から、寸法規定外の自動車安全部品用イグナイターの関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

３．改正の方向性

自動車安全部品用イグナイターに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

４	アルキルベンゼンの関税率の見直し

１．経　緯

アルキルベンゼンはノルマルパラフィンとベンゼンを反応させることで製造される石油化学製品であり、家庭用の合成洗剤（衣料用粉末洗剤）等の原料として使用されている。

過去には、アルキルベンゼンを製造する会社は国内に複数社存在していたものの、生産設備の老朽化や国際競争力の低下等の理由から、徐々に生産を終了し、最後の１社も本年５月末に国内生産を終了し、同年 11 月に販売終了予定となっている。

従来は、国内需要の大半を国内生産により対応していたが、今後は国内需要の全量を海外から輸入せざるを得ない状況であり、海外からの原料調達によるコスト増加の可能性が見込まれるとともに、海外からの家庭用合成洗剤が無税（基本税率）で輸入される一方で、アルキルベンゼンの輸入に際しては 3.3％（WTO 協定税率）の関税がかかることから、関税を負担する国内洗剤製造企業は競争上不利な状況となる。

このため、国内洗剤製造業の競争力維持を図るため、アルキルベンゼンに適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

２．検　討

当該品目については、今後、全量を輸入に依存する状況にあることから、国内洗剤製造業の競争力低下や洗剤等の最終製品への価格転嫁等が懸念される。

そのため、国内洗剤製造業の競争力維持及び消費者利益の観点から、アルキルベンゼンに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

３．改正の方向性

アルキルベンゼンに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

５	リバーレースの関税率の見直し

１．経　緯

リバーレースは極細の糸を数万本使用し、様々な模様に撚り合わせて編むことにより、繊細で優美な模様を特徴とするレース生地であり、高級下着類やウェディングドレス等の装飾に使用される。

国内では、1950 年代にリバーレースの生産を開始したが、製造工程が複雑であり生産コストが高い等の事情から、1990 年代には製造拠点の多くが海外へ移転された。その後も国内生産は継続していたものの、2014 年に国内生産を終了し、2017 年に製造用機械を海外の製造拠点へ移転したため、現在、国内生産は行われていない。

そのため、リバーレース製品の需要の確保による国内繊維産業の競争力の維持を図るため、リバーレースに適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

２．検　討

当該品目については、国内生産者は存在せず、全量を輸入に依存する状況にあるが、現在、その過半は EPA により無税で輸入されている。

繊維産業全体では、近年、生産拠点の海外移転等、産業の空洞化が懸念される状況にある中で、リバーレースを使用する下着類等は高付加価値化を図るべく国内で縫製が行われている。

リバーレースの生産は海外で行われているものの、生産コストの増加に伴うリバーレース価格の上昇は、国内繊維産業の競争力低下のみならず国内縫製工程の海外移転による産業空洞化の動きの加速が懸念される。

そのため、国内繊維産業の競争力維持の観点から、リバーレースに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

３．改正の方向性

リバーレースに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。